

公 示 日 : 2021 年 3 月 3 日

調達管理番号 : 20a01167

国 名 : ネパール

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

案 件 名 : ネパール国種子品質管理システム能力強化プロジェクト詳細計  
画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 4 月下旬から 2021 年 7 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.40M/M、国内 0.50M/M、合計 0.90M/M
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	12 日	5 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 3 月 24 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 4 月 13 日 (火) までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ネパールにおいて、農業は人口の約3分の2が従事し、GDPの約3割を占める基幹産業であるが、生産性は気候及び気象による影響を受けやすく、変化に富んだ地形条件も相まって成長率は低い。丘陵・山岳地域では、農地面積の狭さや灌漑施設の未整備によって食料不足に陥りやすい。南部のタライ平野は、土壌や日照条件、水資源に恵まれているものの、頻発する洪水・干ばつに伴う影響は大きく、国全体として生産性の地域差があり且つ不安定である。

このような状況下、ネパールの食料需給バランスは長期的には改善しているとはいえ未だ不安定であり、農業生産を改善するうえで、政府は、農業において最も基本的な投入財のひとつである種子の品質と更新率の低さを課題としている。農家が使う種子の9割は品質が劣化した自家採取の種子であり、政府はこれを品質が保証された認証種子に置き換えるだけで、既存の営農慣行のままでも15~20%の収量増大が可能と試算しており、認証種子の種子更新率を2025年までに25%（稲作）および90%以上（野菜）に上げることを目標としている。これにより、2025年度までに2010年度（年間約5,426千トンの食料需要量）比で40%の増産につながり、食料換算で年間8,000千トンが供給できるように

なると見込まれている。政府のシナリオに従えば食料需給は安定することになり、認証種子への置き換えや種子更新率を上げることは、ネパールの食料安全保障面や貧困削減の面から効果が期待できる。

このような背景から種子生産の改善を通じた農業生産性の向上を目的として、ネパール国政府は我が国に対し、技術協力プロジェクト「種子品質管理システム能力強化プロジェクト」を要請した。要請内容は、種子の認証とそれに足る品質を確保する上で必要な技術支援を行う、種子品質管理センター（SQCC）職員の能力強化を主としている。プロジェクトが対象とする種子は、主要穀物種子（主にイネを想定）であるが、種子セクターには、種子の登録・認可や供給計画に責任を持つ国家種子委員会や種子検査・認証を監理する SQCC のほか、実際の種子増殖ではネパール農業研究評議会や農業畜産省農業局、地方での圃場検査や生産物検査を実施する農業知識センターや種子検査室（州政府の管轄下）、農家への普及を行う普及員等（地方政府）が関わっている。加えて、これらの官部門だけでは種子更新需要量を継続的に供給できないことから、ネパール政府は主要穀物種子の供給においても民間部門の参画を推進している。かかる政策の下、ライセンスの付与に基づき種子増殖・種子検査を行う民間種子会社も存在しており、こうした種子市場における関係者は多岐に渡る。

本協力は 5 年間で予定しているが、プロジェクト期間中に種子システムに係る全ての活動を支援することは難しく、ネパールの種子システム全体の課題を俯瞰した上で、プロジェクトとしてどの点に重点を置いて支援するのが効果的であるかを見極める必要がある。

本詳細計画策定調査は二回の調査より構成される。はじめに、技術団員による第一次調査が 2021 年 1 月から 3 月にかけて実施中である。第一次調査では、SQCC 職員の能力強化を通じた種子認証システムの強化を中心に捉えつつも、本プロジェクトによる種子増殖や生産、普及システムに係る支援の可能性も視野に入れて基本的な課題や情報を収集・整理し、関係機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトが目指す射程や事業の素案についてネパール側と大筋合意する方針である。第二次調査（今回公示の対象業務）においては、第一次調査によって収集された情報や分析結果を踏まえて、プロジェクトの実施体制及び活動内容について先方政府と確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行うこととする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員と協議しつつ、担当分野に係る協力計

画の策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本業務従事者は、詳細計画策定調査報告書（案）全体のとりまとめにも協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021年4月下旬～5月中旬）
  - ① 要請背景及び内容を把握（要請書や関連報告書等による情報収集や分析）のうえ、現地調査で収集すべき情報を検討する。
  - ② JICAの類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
  - ③ 既往資料（ネパールの種子政策に係る文書、及び第一次調査の報告書）情報を活用しつつ、ネパール政府の種子政策、種子生産フロー、種子生産に係る機関の役割を確認し、推定される技術協力のニーズについて整理する。
  - ④ ネパール側関係機関等に対する質問票案（英文）の担当分野関連部分を作成する。
  - ⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案及びPO（Plan of Operation）案の検討に協力する。
  - ⑥ 対処方針会議等に参加する。
  
- (2) 現地業務期間（2021年5月下旬～6月上旬）
  - ① JICAネパール事務所等との打合せに参加する。
  - ② ネパール側プロジェクト関係者に対して、関連する政策や計画、それらにおける本プロジェクトの位置づけ、想定される成果、活動、プロジェクト候補地、対象者、実施機関の体制・能力、実施機関および関係機関の連携状況に関して確認を行う。PDMや評価項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に係る情報整理のため、第一次調査報告書に加えて、以下についても情報及び資料を収集する。
    - (ア)他ドナーによる種子増殖・認証・生産・普及に関する支援状況及び実施から得られた教訓
    - (イ)プロジェクト対象地域におけるジェンダー、社会的弱者の課題及び留意点
    - (ウ)本案件を実施するにあたっての生態環境への影響についての留意点
  - ③ 事前に先方政府へ配布した質問票の回答を回収し、結果の分析を行う。
  - ④ 調査団及びネパール側関係機関と協議の上、PDM（最終案）（英文・和文）、PO（最終案）（英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。この際、PDMの因果関係のロジックを正しく理解した上で、質的・量的の双方からの指標を提案することが求められる。

- ⑤ ネパール側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
  - ⑥ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、評価5項目の観点から評価を行う。
  - ⑦ 現地調査結果の JICA ネパール事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2021年6月中旬～7月上旬）
- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
  - ② 帰国報告会に出席する。
  - ③ 担当分野の詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書  
2021年7月2日までに提出。
- (2) また、電子データにて担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒カトマンズ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は2021年5月23日～6月3日を予定しています。  
本業務従事者は、JICA の調査団員と同日程での現地調査を予定しています。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。  
ア) 総括（JICA）

- イ) 種子生産 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄ネパール語の通訳を提供 (英語での調査遂行が困難と想定される場合のみ)
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チームにて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (edga1@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ 第一次調査の中間報告資料
- ・ 種子品質管理システム能力強化プロジェクトに係る事前情報収集資料 (JICA ネパール事務所作成)
- ・ NATIONAL SEED VISION 2013-2025”
- ・ ” National Seed Policy, 1999, Seed Act, 1989, Seed Regulation, 2013”

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上